

令和3年3月22日提供

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

(第14版 令和3年3月22日現在)

(住 民 向 け)

●生活資金に関すること

生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）	4
住居確保給付金	5
母子父子寡婦福祉資金貸付金	6

●県営住宅に関すること

県営住宅の家賃減免・徴収猶予	6
県営住宅の一時提供	7

●子どもに関すること

福島県立高等学校の授業料の減免制度	7
高等教育修学支援新制度による支援	8
（特別）児童扶養手当給付事業	8

●新型コロナウイルス検査に関すること

妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成	9
-----------------------	---

●減免・猶予・傷病手当金に関すること

県税の猶予制度	9
国税局猶予相談センター	10
介護保険第1号保険料の減免	10
国民健康保険（税）・後期高齢者医療保険料の減免	10
国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金	11
運転免許更新の臨時措置	11

(事 業 者 向 け)

●労働者に関すること

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 （労働者に休暇を取得させた事業者向け）	12
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）	12
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	13

●事業活動に関すること

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）第2弾・・・	14
売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）	15
新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）（県制度資金）	16
飲食店応援前払利用券発行支援事業	16
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度	17
持続化給付金（中小企業庁）	17
雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）	18
産業雇用安定助成金	19
新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）	20
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	21
新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）	21
新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	22
生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連	23
新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付	23
経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）	24
福島県信用保証協会における特別保証制度等	25
福島県ハイテクプラザ使用料・手数料の免除	26

●農林水産業に関すること

農林漁業者向け支援等情報	27
--------------	----

●建設業に関すること

建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和	27
--------------------------	----

（ 共 通 ）

●各種相談に関すること

新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口	28
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	28
新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口	28
福島県社会保険労務士会による無料電話相談	28
中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）	29
人権相談（法務局）	29

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談	29
女性・男性のための相談	30
性暴力等被害救援協力機関 “SACRAふくしま”	30
女性のための相談支援センター	30
DV相談	30
外国人住民向け新型コロナウイルス感染症相談ホットライン	31
外国人住民のための相談	31
新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口	32
(特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター)	
子どもに関する相談	32
福島県青少年総合相談センター	32
ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS	33
「こころ」の健康相談	33
消費生活相談	33
消費生活無料法律相談等	33
事業資金相談ダイヤル	34
中小企業労働相談所	34
商工関係事業所相談	34
福島県信用保証協会相談窓口	35
農林水産業に関する相談窓口	36
●その他	
遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）	37
◎お問い合わせ先一覧	38
◎支援情報ナビ	38

(住民向け)

●生活資金に関すること

制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）												
支援の種類	貸付（融資）												
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に貸付を行う。 令和2年3月25日（水）より受付開始。</p> <p>主に休業された方向け（緊急小口資金）</p> <table border="1" data-bbox="335 571 1453 757"> <tr> <td>対象者</td> <td>新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>主に失業された方向け（総合支援資金）</p> <table border="1" data-bbox="335 813 1453 1039"> <tr> <td>対象者</td> <td>新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●受付期間：令和3年3月末まで</p> <p>●総合支援資金については、申請の際に償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。 貸付3か月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3か月以内（60万円以内）追加で貸付を行うことができる。また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付（3か月以内60万円以内）を2月19日より実施。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p> <p>●東北労働金庫・日本郵便における申請受付については、令和2年9月30日で終了。</p>	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯	貸付限度額	原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内	貸付利率	無利子	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）	貸付限度額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）	貸付利率	無利子
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯												
貸付限度額	原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内												
貸付利率	無利子												
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）												
貸付限度額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）												
貸付利率	無利子												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方 ・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方 												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250（直通） 												

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方に対し、家賃相当分（上限有り）の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。令和2年度中に新規申請をした方については、延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間まで可能となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例措置として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給が可能となります。</p>
活用できる方	<p>住居確保給付金の支給対象となるのは、次の（1）～（8）のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがあること。 （2） イ）申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。 ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。 （3） 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方であること。 （4） 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、「基準額（※1）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。 （5） 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、基準額の6倍（ただし100万円が上限）以下であること。 （6） 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職の申し込みをし誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 （7） 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。 （8） 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。 <p>（※1）「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額の収入の12分の1をいいます。</p>
お問い合わせ	<p>・福島県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧（令和2年10月1日現在） http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/420255.pdf</p>

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金				
支援の種類	貸付				
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能です。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>月額105,000円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	貸付限度額	月額105,000円	貸付利率	無利子
貸付限度額	月額105,000円				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子（父子）福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子） ・20歳未満の父母のない児童 ・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童 ●寡婦福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で子どもが成人した母親など 				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県保健福祉事務所または児童家庭課 電話：024-521-7176（直通） ・お住まいの市町村の担当課 				

●県営住宅に関すること

制度の名称	県営住宅の家賃減免・徴収猶予
支援の種類	家賃の減免・徴収猶予
概要	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が著しく減少したため、県営住宅家賃の支払いが困難な方について、家賃の減免・徴収猶予を行います。
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大により転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者（非課税所得を含めた収入が月額61,500円以下の者）又は現状の家賃を支払うことが困難であると認められる入居者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの県営住宅が立地する地区の県建設事務所へお問い合わせください。 ・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498 ・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427 ・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613 ・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427 ・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713 ・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207 ・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109

制度の名称	県営住宅の一時提供
支援の種類	住宅の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き住戸を一時提供します。 ・使用期間 原則 6ヵ月間 ・使用料 一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額 (駐車場使用料、敷金、保証金は免除) ・その他 単身入居可。収入要件は問わない。
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大にともなう解雇や雇い止めにより、社員寮、社宅、住居手当等により居住可能だった住居などの住宅からの退去を余儀なくされた方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●一時提供を希望される地区の県建設事務所へお問い合わせください。 ・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498 ・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427 ・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613 ・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427 ・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713 ・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207 ・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109

●子どもに関すること

制度の名称	福島県立高等学校の授業料の減免制度
支援の種類	減免
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。 <p>※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。</p> <p>(1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外） (2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合 (3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●免除額 授業料額と同額
活用できる方	(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の在籍している県立高等学校 ●福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754

制度の名称	高等教育修学支援新制度による支援
支援の種類	福島県公立大学法人に対する授業料減免
概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、下記の事由のいずれかにより家計が急変した学生がいる世帯へ支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡 ・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る） ・生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が大きく減少 ・自分のアルバイトなどの収入が減少したため、新たに支援を受けたい。 <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料・入学金の減免＋給付型奨学金の支給 ・貸与型奨学金（無利子・有利子） <p>詳しい支援内容や手続きなどは「お問い合わせ」先へお願いします。</p>
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等
お問い合わせ	<p>【奨学金】日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301</p> <p>【授業料・入学金】公立大学法人福島県立医科大学教育研修支援課 024-547-1111（代）</p> <p>【授業料・入学金】公立大学法人会津大学学生課0242-37-2500（代）</p>

制度の名称	(特別) 児童扶養手当給付事業
支援の種類	給付
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受給するにあたり、必要となる届出を、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより遅れて提出した場合、「やむを得ない理由」該当するものと取り扱い、弾力的な対応を行う。 ●特別児童扶養手当の有期認定に必要な診断書の提出期限が、令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者については、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や医療機関の状況等を踏まえ、提出期限を1年延長する。なお、障がいの程度が悪化した場合には、診断書を添えて手当の増額改定請求を行うことができる。
活用できる方	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県児童家庭課 024-521-7176 ●各市町村（特別）児童扶養手当窓口

●新型コロナウイルス検査に関すること

制度の名称	妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成
支援の種類	検査料の助成
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対して、PCR等検査料の助成を行う。 ・妊婦1人につき1回、上限20,000円 ・助成対象：令和2年9月1日～令和3年3月31日に受けたPCR等検査料 * 検査を希望する場合は、かかりつけ産婦人科医療機関へご相談ください。
活用できる方	分娩予定日の概ね2週間以内にPCR等検査を希望する妊婦 (発熱などの感染の疑う症状がない方)
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県子育て支援課 電話024-521-8205 ●福島市こども家庭課 電話024-525-7671 ●郡山市こども支援課 電話024-924-3691 ●いわき市こども家庭課 電話0246-27-8597

●減免・猶予・傷病手当金に関すること

制度の名称	県税の猶予制度
支援の種類	徴収の猶予
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●徴収の猶予 <p>新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合（具体例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など）など、一定のケースに該当する場合は、一般の徴収猶予の制度があります。</p> <p>※申請する必要があります。</p> <p>※原則として担保が必要です。</p> <p>※猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。</p>
活用できる方	県税の納税義務者又は納入義務者
お問い合わせ	<p>【最寄りの地方振興局県税部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県北地方振興局県税部 : 024-521-2682 ○県中地方振興局県税部 : 024-935-1241 ○県南地方振興局県税部 : 0248-23-1514 ○会津地方振興局県税部 : 0242-29-5241 ○南会津地方振興局県税部 : 0241-62-5212 ○相双地方振興局県税部 : 0244-26-1124 ○いわき地方振興局県税部 : 0246-24-6030

相談窓口名	国税局猶予相談センター
相談内容、概要等	<p>● 国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。</p> <p>【受付時間】 8：30～17：00（土日祝日を除く。）</p> <p>※ 国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりませんので、猶予申請書等は所轄の税務署への提出をお願いいたします。</p> <p>なお、税務署の窓口混雑を防止するため、猶予申請は、なるべくe-Taxによる電子申請や郵送による提出をお願いします。</p>
お問い合わせ	● 仙台国税局 0120-945-430

制度の名称	介護保険第1号保険料の減免
支援の種類	第1号保険料の減免
概要	介護保険第1号被保険者の方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料の減免を受けられる場合があります。
活用できる方	介護保険第1号被保険者
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	保険料（税）の減免
概要	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料（税）の減免を受けられる場合があります。
活用できる方	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口 ● 組合員にあつてはご加入の国保組合 ● 後期高齢者医療制度にあつてはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

制度の名称	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金
支援の種類	手当金
概要	<p>国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、給与等の支払いを受けている方については、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、仕事を休み、無給や減給になったときに、傷病手当金が支給される場合があります。</p> <p>【傷病手当金とは】 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額の金額を支給する制度</p> <p>【支給対象となる日数】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日</p> <p>【1日当たりの支給額（上限あり）】 （直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3 ※労務に服することができない期間において、給与等の全部又は一部が支払われているときは、支給額調整されます。</p>
活用できる方	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口 ●組合員にあつてはご加入の国保組合 ●後期高齢者医療制度にあつてはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

制度の名称	運転免許更新の臨時措置
支援の種類	更新期間の延長
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●下記対象の方が、更新期間の末日までに免許センターまたは警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。
活用できる方	運転免許有効期間の末日が令和3年6月30日までの間の運転免許証をお持ちの方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島運転免許センター 電話：024-591-4381（平日8:30～17:00）

(事業者向け)

●労働者に関すること

制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)
支援の種類	助成金
概要	<p>●令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業等をした小学校などに通う子ども</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成金を支給する。</p> <p>■助成内容 <u>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額</u>×10/10 （※対象労働者1人につき、各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限（4月1日以降に取得した休暇は15,000円を上限））×有給休暇の日数）</p> <p>■申請 令和2年10月1日～同年12月31日まで休暇取得分… 令和2年10月1日～令和3年3月31日まで 令和3年1月1日～3月31日までの休暇取得分…令和3年6月30日まで</p> <p>■支給要件 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p>
活用できる方	上記により有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
お問い合わせ	<p>●フリーダイヤル（コールセンター） 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時）</p> <p>●申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナ 休暇支援」で検索できます。</p>

制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
支援の種類	支援金
概要	<p>●令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休むことが適当と認められる子どもの世話をを行う必要があり、小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結している方で、小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったことに該当する方が対象。（春休みなど、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く。）</p> <p>■支援内容</p> <p>○令和2年2月27日から3月31日までの間において、 <u>仕事ができなかった日について、1日当たり4,100円（定額）</u></p> <p>○令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、 <u>仕事ができなかった日について、1日当たり7,500円（定額）</u></p> <p>■申請 仕事ができなかった日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間分 …令和2年10月1日から令和3年3月31日まで（必着） 仕事ができなかった日が令和3年1月1日から同年3月31日までの期間分 …令和3年1月1日から同年6月30日まで（必着）</p> <p>■その他 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p>

活用できる方	上記のすべてに該当する、業務委託契約等を締結して個人で仕事をする方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時） ●申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「臨時休業 個人委託」で検索できます。

制度の名称	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
支援の種類	支援金・給付金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支給。（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象となります。） ■制度概要 主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給。 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで（現行の緊急事態宣言を前提とすると、令和3年4月末まで）に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方 ■申請方法等 申請書及び申請に当たって必要な添付書類、具体的な手続き等につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険に加入していない学生アルバイトの方であっても、給付金の対象となります。 ・事業主の協力を得て申請書類を作成します。 協力が得られない場合の対応等については、「要件確認書」備考欄等をご確認ください。 ■大企業に雇用されるシフト労働者等であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方も支給の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・シフト労働者等とは、労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）。 ・対象となる休業期間及び支給額 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月8日以降の休業(※)……………休業前賃金の8割（日額上限11,000円） 令和2年4月1日～6月30日までの休業……………休業休業前の6割（日額上限11,000円） ※福島県における支給始期：時短要請の取組をおこなった令和2年12月28日を始期。 ・その他、支給にあたって条件があります。詳細は下記までお問い合わせください。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ■事業主の指示により休業した中小企業の労働者（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーダイヤル（コールセンター） 電話：0120-221-276 （受付時間：月から金 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15） ・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

●事業活動に関すること

制度の名称	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）第2弾
支援の種類	協力金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮の協力要請の延長（2月8日（月）から2月14日（日）まで）に協力いただいた事業者に対して、感染拡大防止への協力金として交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付額 <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗当たり最大 28万円 ● 申請方法 <ul style="list-style-type: none"> （1）時短営業協力金（第1弾）の振込通知書がある方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力金申請書 ○ 振込先の通帳の写し ○ 第1弾の振込通知書の写し （2）時短営業協力金（第1弾）の振込通知書がない方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力金申請書 ○ 振込先の通帳の写し ○ 営業許可証の写し（食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証） ○ 酒類を提供していることがわかる書面（メニューの写真及び酒類の納品書等を提出して下さい） ○ 店舗外観写真（店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む） ○ 時短営業の案内を掲示したことがわかるもの（期間中の営業時間が明記されたもの） ○ 【個人事業主のみ】本人確認書面（運転免許証、保険証等の写し） ● 申請方法 <ul style="list-style-type: none"> 郵送申請のみ受け付けています。 ● 申請期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月22日（月）から令和3年3月31日（水）まで（3月31日（水）の消印有効）
活用できる方	<p>福島県に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗） ・ 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む） <p>ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースを除く次の「ア」から「カ」までの要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 県内に対象店舗を有すること。</p> <p>イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年2月8日（月）午後8時から令和3年2月15日（月）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を午後7時までとすること※1 ※2 ※3。</p> <p>ウ 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている事業者であること。</p> <p>エ 令和3年2月4日（時短営業要請日）より前に、必要な許可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月15日以降であること。</p> <p>オ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。</p> <p>カ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。</p>

	<p>※ 1 時短営業には、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和 3 年 2 月 8 日（月）午後 8 時から令和 3 年 2 月 1 5 日（月）午前 5 時までの期間、休業している場合を含みます。</p> <p>※ 2 通常、午後 8 時までの営業であった店舗は交付対象外となります。</p> <p>※ 3 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和 3 年 2 月 1 5 日（月）午前 5 時まで連続して時短営業する必要があります。</p>
お問い合わせ	<p>協力金コールセンター 024-521-8575（毎日 午前9時30分～午後5時30分）</p>

制度の名称	売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）
支援の種類	一時金
概要	<p>福島県新型コロナウイルス緊急対策に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売上の減少した中小事業者へ一時金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付額 一律 20万円 ● 申請に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上の減少した中小事業者に対する一時金交付申請書 ○ 事業活動がわかる書面 ○ 一時金の振込先の通帳の写し ○ 事業が継続していることが分かる資料 ○ 令和 3 年分の営業状況が分かる資料 ○ 令和 3 年 1 月期又は 2 月期の売上が 対前年同月比 5 0 %以上減少したことがわかる書面 ○ 本人確認の書類 ○ 確定申告書の写し ほか
活用できる方	<p>交付対象者及び交付要件</p> <p>(1) 交付対象者 県内の中小事業者（個人事業者も含む）</p> <p>(2) 交付要件 次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 県内に本社又は本店がある中小事業者で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、以下の（ア）又は（イ）に該当すること。</p> <p>（ア）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</p> <p>（イ）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</p> <p>イ 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和 3 年 1 月または 2 月の売上げが前年同月比で50%以上減少したこと。</p> <p>ウ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。</p> <p>エ 令和 2 年の確定申告を行い受領していること。</p> <p>オ 申請時において事業を継続していること。</p> <p>カ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。</p>

	<p>(ア) 福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者</p> <p>(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者</p> <p>キ 以下の (ア) から (エ) のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ア) 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人</p> <p>(イ) 政治団体</p> <p>(ウ) 宗教上の組織又は団体</p> <p>(エ) 指定管理者、第三セクター</p> <p>ク 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。</p>
お問い合わせ	<p>●福島県一時金コールセンター</p> <p>024-521-8572（毎日 午前9時30分～午後5時30分）</p>

制度の名称	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）（県制度資金）														
支援の種類	貸付（融資）														
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援する融資制度</p> <p>(1) 対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上高等減少</th> <th>利子補給</th> <th>保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上</td> <td>3年間100%</td> <td>事業者負担ゼロ</td> </tr> <tr> <td>② 小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上</td> <td>3年間100%(県)</td> <td>事業者負担1/2</td> </tr> <tr> <td>③ 小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上</td> <td>3年間100%</td> <td>事業者負担ゼロ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 融資条件 融資限度額 6,000万円 融資期間 10年以内（据置期間 5年以内） 融資利率 固定 年1.5% 上記（1）の要件を満たした場合、3年間無利子 保証料率 0.85% 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 上記（1）の要件を満たした場合、全期間保証料ゼロ ただし、上記（1）②の場合は、全期間保証料1/2</p> <p>(3) 実施期間 令和2年5月1日から令和3年5月31日受付分まで</p>			売上高等減少	利子補給	保証料	① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ	② 小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間100%(県)	事業者負担1/2	③ 小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ
	売上高等減少	利子補給	保証料												
① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ													
② 小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間100%(県)	事業者負担1/2													
③ 小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ													
活用できる方	●上記（1）のとおり売上高等が減少していることを市町村長が認定した中小企業者（県内に事業所等を有するものに限る）														
お問い合わせ	●県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫														

制度の名称	飲食店応援前払利用券発行支援事業		
支援の種類	利用券助成		
概要	<p>● 利用が落ち込んでいる飲食店の当面の事業資金確保を支援するため、飲食店のプレミアム付前払利用券「がんばる地元（おらほ）の飲食店応援（エール）券」を発行し、助成する。</p> <p>● 利用券 個人事業主 額面1,000円に対して20%のプレミアム分上乘せ 法人事業者 額面1,000円に対して10%のプレミアム分上乘せ</p> <p>● 取扱店募集期限</p>		

	<p>申込先の商工会・商工会議所により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用券販売期限及び利用期限 令和3年6月30日
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食業を営む個人事業主または法人事業者 なお、当該事業に参加を希望する飲食事業者は、所在する地域の商工会及び商工会議所を通じて、申込みが必要
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県商工総務課 最寄りの商工会または商工会議所

制度の名称	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度
支援の種類	貸付（融資）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者に対し、必要とする設備資金及び運転資金の貸付を行う。 ・貸付限度額 6,000万円以内 ・貸付利率 貸付後3年間は基準利率(※)－0.9% (※)基準利率は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 ・担保 担保は徴しない。 ・保証人 次の場合保証人を徴しない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること。 ② 債務超過でないこと。
活用できる方	<p>生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること</p> <p>(2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本政策金融公庫福島支店 電話：024-522-9241（中小企業事業）

制度の名称	持続化給付金（中小企業庁）
支援の種類	給付金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。 <p>【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>【給付額】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)</p>

	<p>※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。</p> <p>※本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表します。</p>
お問い合わせ	<p>●持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292</p> <p>受付：平日・休日8時30分～19時</p>

制度の名称	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）
支援の種類	助成金
概要	<p>●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間】</p> <p>■適用期間 休業等の初日が令和2年4月1日から令和3年4月30日まで</p> <p>■対象労働者 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成。 <u>なお、令和2年4月1日から令和3年4月30日までの「緊急対応期間」においては、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。</u></p> <p>■助成率 中小企業 2/3、大企業 1/2（※いずれも上限があります。） <u>「緊急対応期間」においては、中小企業 4/5、大企業 2/3（解雇等を行わない場合は、中小企業 10/10、大企業 3/4）</u> ※特に業況が厳しい大企業への助成率は4/5（解雇等を行っていない場合は10/10） （この措置は令和3年1月8日～4月末まで短時間休業等を含む休業等に限る。）</p> <p>■支給要件等 その他、支給にあたって要件があります。詳細については下記までお問い合わせください。</p>
活用できる方	<p>■雇用保険適用事業主であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象（その他の支給要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。）</p>
お問い合わせ	<p>●福島労働局職業安定部職業対策課 電話：024-529-5409（直通）</p> <p>●お近くのハローワーク</p>

制度の名称	産業雇用安定助成金																					
支援の種類	助成金																					
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用日：令和3年1月1日からの出向に対して助成。 ○前提：出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提、その他条件あり。 ○出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成 <table border="1" data-bbox="320 667 1465 875"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っていない場合</td> <td>9/10</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っている場合</td> <td>4/5</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・先の計）</td> <td colspan="2">12,000 円/日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 <table border="1" data-bbox="336 1059 1002 1205"> <tr> <td></td> <td>出向元</td> <td>出向先</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td colspan="2">各 10 万円/1 人あたり（定額）</td> </tr> <tr> <td>加算額（※）</td> <td colspan="2">各 5 万円/1 人あたり（定額）</td> </tr> </table> <p>（出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以降の出向運営経費のみが助成対象となる。（出向初期経費は支給されない。））</p> <p>（※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算が行われる。</p> <p>■支給方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、負担割合を決め都道府県労働局またはハローワークへ提出（手続きは出向元事業主） ・支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金が支給される。 		中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3	上限額（出向元・先の計）	12,000 円/日			出向元	出向先	助成額	各 10 万円/1 人あたり（定額）		加算額（※）	各 5 万円/1 人あたり（定額）	
	中小企業	中小企業以外																				
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4																				
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3																				
上限額（出向元・先の計）	12,000 円/日																					
	出向元	出向先																				
助成額	各 10 万円/1 人あたり（定額）																					
加算額（※）	各 5 万円/1 人あたり（定額）																					
活用できる方	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）</p> <p>② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）</p>																					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●くわしくは厚生労働省ホームページ 産業雇用安定助成金 検索 ●お近くのハローワーク 																					

制度の名称	新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく中小企業者であると認められた者。（危機関連保証） 県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。 売上高の減少について市町村長の認定が必要。 ① 最近1カ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少していること ②その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号） 上記売上高等の減少が20%以上の場合、セーフティネット保証4号に該当し、セーフティネットの利用も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%(責任共有制度対象外100%保証) ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人は原則として1名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和2年4月1日より令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証4号及び危機関連保証の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。 <p>(注) 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●【融資の申込・相談】 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ●【制度内容の照会】 福島県経営金融課 電話：024-521-7288

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する融資制度です。 ●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額・償還期間は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で6,000万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> ●実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。 特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などは、中小企業庁HP等により公表されるまで今しばらくお待ちください。 			貸付限度額	別枠で6,000万円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	貸付限度額	別枠で3億円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）		
貸付限度額	別枠で6,000万円												
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）												
貸付限度額	別枠で3億円												
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）												
活用できる方	中小企業・小規模事業者												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活事業 日本政策金融公庫 <table border="0"> <tr> <td>福島支店</td> <td>024-523-2341</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-923-7140</td> </tr> <tr> <td>会津若松支店</td> <td>0242-27-3120</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-25-7251</td> </tr> </table> ●中小企業事業 日本政策金融公庫 <table border="0"> <tr> <td>福島支店</td> <td>024-522-9241</td> </tr> </table> 			福島支店	024-523-2341	郡山支店	024-923-7140	会津若松支店	0242-27-3120	いわき支店	0246-25-7251	福島支店	024-522-9241
福島支店	024-523-2341												
郡山支店	024-923-7140												
会津若松支店	0242-27-3120												
いわき支店	0246-25-7251												
福島支店	024-522-9241												

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中堅企業・中小企業に対する融資制度です。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業向け制度 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>元高：20億円以内 残高：3億円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> ○中堅企業向け制度 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>定めなし</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> ●「特別利子補給制度」により当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。（4年目以降はこの利子補給はありません。） 利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細 			貸付限度額	元高：20億円以内 残高：3億円以内	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	貸付限度額	定めなし	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
貸付限度額	元高：20億円以内 残高：3億円以内										
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）										
貸付限度額	定めなし										
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）										

	については、中小企業庁HP等で公表されるまで、今しばらくお待ちください。
活用できる方	中堅企業・中小企業
お問い合わせ	●商工組合中央金庫 福島支店 024-526-1201 会津若松営業所 0242-26-2617

制度の名称	新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常の融資額 + 別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】 特別利率F - 0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】 特別利率F</p> <p><返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p> <p>（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となる予定です。</p>
活用できる方	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。</p>
お問い合わせ	<p>・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251</p>

制度の名称	生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常のご融資額＋別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】特別利率F</p> <p>（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となる予定です。</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p>
活用できる方	●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
お問い合わせ	<p>・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251</p>

制度の名称	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>●感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。</p> <p>一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金にお使いいただけます。</p> <p><融資限度額> 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円</p> <p><利率> 基準利率 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）> 7年以内（2年以内）</p> <p><取扱期間> 令和2年2月21日から令和3年3月31日まで</p>
活用できる方	●新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

	<p>1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること</p> <p>(1) 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること</p> <p>(2) 業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</p> <p>2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お問い合わせ	<p>・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341</p> <p>郡山支店 024-923-7140</p> <p>会津若松支店 0242-27-3120</p> <p>いわき支店 0246-25-7251</p>

制度の名称	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）												
支援の種類	貸付（融資）												
概要	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。</p> <p>社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金にお使いいただけます。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民生活事業</th> <th>中小企業事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>4,800万円</td> <td>直接貸付 7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基準利率</td> <td>基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円	利率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>	
	国民生活事業	中小企業事業											
融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円											
利率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。											
返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>												
活用できる方	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方</p> <p>2 最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方</p> <p>3 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方</p> <p>4 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1か月以上悪化している方</p> <p>5 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方</p> <p>6 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方</p> <p>7 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方</p> <p>8 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方</p>												
お問い合わせ	<p>・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341</p> <p>郡山支店 024-923-7140</p> <p>会津若松支店 0242-27-3120</p> <p>いわき支店 0246-25-7251</p>	<p>・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-522-9241</p>											

制度の名称	福島県信用保証協会における特別保証制度等						
支援の種類	貸付（融資）						
概要	<p>●主な国制度融資一覧</p> <p>コロナウイルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。 売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。</p>						
	売上高等減少率	20%以上	15%以上	5%以上			
	制度名称	セーフティネット保証4号 (略称：SN4号)	危機関連保証 (略称：危機関連)	セーフティネット保証5号 (略称：SN5号)			
	融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円			
	融資期間	運転10年以内 設備20年以内	10年以内 (うち据置期間2年以内)	運転10年以内 設備20年以内			
	融資利率	金融機関所定利率					
	信用保証料率	年0.80%			年0.75%		
	連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要					
	担保	必要に応じ					
	必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。					
	<p>●主な県制度融資一覧</p> <p>コロナウイルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。 上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。</p>						
	売上高等減少率	20、15、5%以上 (危機関連、SN4、5号)	20%以上 (SN4号)	15%以上 (危機関連)	5%以上 (SN5号)	3%以上	
	制度名称	・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウイルス対策特別資金」		・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」			
	融資限度額	【実質無利子型】 3,000万円	8,000万円	5,000万円		運転 5,000万円 設備 7,000万円	
	融資期間	10年以内 (うち据置期間5年以内)	10年以内 (うち据置期間1年以内)	10年以内 (うち据置期間1年以内)		10年以内 (うち据置期間3年以内)	
	融資利率	当初3年間無利子 (固定年1.5%以内)	固定年 1.5%以内	固定年1.7%以内		変動 年1.5%以内 固定 年2.0%以内	
	信用保証料率	事業者負担ゼロ もしくは1/2(年0.85%)	年0.50%	年0.70%	年0.65%	年0.35% ～1.35%	
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要						
担保	必要に応じ						
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。				売上等減少に関する資料が必要になります。		

活用できる方	●県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上等が減少している（減少見込み）の事業者																					
お問い合わせ	●お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。																					
	【平日】 9時～17時																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島営業店</td> <td>024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td>白河支店</td> <td>0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td>会津支店</td> <td>0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>相双支店</td> <td>0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table>		電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
		電話	担当地域																			
	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																			
	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																			
	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町																			
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																				
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																				
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																				
【休日（土・日・祝日）】 9時～17時																						
総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域のご相談を受け付けています。）																						

制度の名称	福島県ハイテクプラザ使用料・手数料の免除
支援の種類	免除
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●免除する使用料・手数料 <ul style="list-style-type: none"> ○ハイテクプラザで利用できる全ての施設・設備の使用料 ○ハイテクプラザが行う全ての依頼試験の手数料 ※ハイテクプラザ南相馬技術支援センターは手数料のみ免除対象 ●免除期間 令和2年8月3日から令和3年3月31日まで ●申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ○免除申請書（様式第7号） ○新型コロナウイルス感染症対策の公的融資制度を利用していることを証する書類（金銭消費貸借契約書の写し等）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれにも該当する事業者 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業であること ○新型コロナウイルス感染症対策の公的融資制度を利用していること
お問い合わせ	福島県ハイテクプラザ 企画管理科 電話：024-959-1736 HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/news/news-338.html

●農林水産業に関すること

制度の名称	農林漁業者向け支援等情報
支援の種類	支援制度の紹介（貸付（融資）、補助、補てん金等）ほか
概要	<p>●県ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策に係る農林水産分野支援等情報」を掲載しています。</p> <p>※掲載先URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html</p> 
活用できる方	●県内の農林漁業者等
お問い合わせ	●福島県農林水産部農林企画課 電話024-521-7319

●建設業に関すること

制度の名称	建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和
支援の種類	学校の臨時休業対策
概要	<p>●工事現場に配置された監理技術者等が、学校の臨時休業に伴う育児のため短期間工事現場を離れること及び工期途中で交代することを認める。</p> <p>また、学校の臨時休業に伴う育児のため、建設業者に、公共工事の現場に専任の監理技術者等として配置できる「3ヵ月以上の雇用関係にある技術者」がない場合は、3ヵ月未満の雇用関係にある者の配置を認める。</p>
活用できる方	●小学校等に通う子の保護者及びその保護者が勤務する建設業者
お問い合わせ	●土木部建設産業室 電話：024-521-7452

(共通)

●各種相談

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口
相談内容、概要等	●感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前にご連絡ください。
お問い合わせ	●受診・相談センター 電話：0120-567-747 毎日（24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
相談内容、概要等	●県の対策や予防法などの相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県一般相談（コールセンター） 電話：0120-567-177 Fax：024-521-7926 平日8時30分～21時 土日祝日8時30分～17時15分 ※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。 ●厚生労働省厚生労働省相談窓口 電話：0120-565653 土日・祝日含む 9時～21時

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口
相談内容、概要等	●感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方は多くおられます。「こころ」の健康についての相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。
お問い合わせ	●こころの電話（福島県精神保健福祉センター） 電話：024-535-5560 平日 9時～17時

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談 ●有給休暇及び休業手当、休業に関する相談 ●新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談など
お問い合わせ	●電話：024-526-2270（福島県社会保険労務士会相談窓口） 月～金（祝日を除く）9時～16時

相談窓口名	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な問題、その他法的問題について、弁護士が相談に応じます。（事業者向け） 【受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時】 ※地域の弁護士会の専用窓口につながり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との相談（一部地域を除く）ができます。身近に相談できる弁護士がいない中小企業の方々は是非ご利用ください。 ※実際の相談実施までにお時間をいただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業のためのひまわりほっとダイヤル 電話：0570-001-240 ※お電話がつかない場合は、「全国共通電話番号」（0570-073-567）またはオンライン申込みをご利用ください。 ●オンライン申し込みフォーム https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/ （パソコン、携帯、スマートフォン共通） 

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット（SNS等を含む。）上の書き込みなどの様々な人権問題について、相談を受け付けています。 【受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分】 ※当分の間、面接による相談は見合わせ、電話又はインターネットでの利用となります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯、スマートフォン共通） 

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別行為、誹謗中傷等の被害について、相談・助言・情報提供等を行い、必要に応じて法務局、県警などの専門関係機関を紹介します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 総括班 電話：024-521-8647 実施日時：祝日を除く月曜日から金曜日（午前9時～午後5時） 対象者：福島県民のうち新型コロナウイルス感染症患者（及びその関係者）

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。 ● その他、法律相談、女性のためのカウンセリングを行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県男女共生センター相談室（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） 電話：0243-23-8320 （一般相談）火・木～日／ 9時～12時、13時～16時 水 / 13時～17時、18時～20時 （法律相談）第3水曜／13時30分～15時30分（1人30分）（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10時～11時（面接のみ） 第3金曜／13時30分～14時30分（面接のみ）

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10時～20時 火・木／10時～16時

相談窓口名	女性のための相談支援センター
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます。 【受付時間：午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）】
お問い合わせ	電話：024-522-1010

相談窓口名	DV相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）に関する相談を受け付けています。

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談+（プラス） 電話：0120-279-889（24時間受付） メール：https://soudanplus.jp/ にアクセス（24時間受付） チャット：https://soudanplus.jp/ にアクセス（受付時間：正午～午後10時） 
--------	---

相談窓口名	外国人住民向け新型コロナウイルス感染症相談ホットライン
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人住民の新型コロナウイルス感染症への不安や生活面での相談に対し、最大4者間の同時通話により、保健師が助言を行います。 ●必要に応じて、受診・相談センター等につなぎ、通訳支援を行います。 ●相談は無料で、通話料はかかりません。（LINE通話からもご利用いただけます。） ●対応言語：19言語 （英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日時：24時間(土日祝含む)いつでも受付いたします。 ※保健師による対応は、平日の9：00～17：00(祝日、12月29日～1月3日を除く) ●電話：0120-992-860（フリーダイヤル） ●相談方法：電話の上、お話ししたい言語を伝えてください。 ●LINE通話を活用した電話でもホットラインをご利用できます。 ●下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「福島県国際課」 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005e/fukushima-foreign-covid19hotline.html 

相談窓口名	外国人住民のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日時 【英語、中国語、日本語】（相談員による対応） 火～土／9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（通訳員による対応） 木／10時～14時 ※第4、5木曜は事前予約が必要です。 【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（外部の通訳サービスによる対応） 火～土／9時～17時15分 ●実施場所（来所相談及び電話相談） 福島県国際交流協会（福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https:// www.worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業 

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口 (特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター)																							
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に居住・滞在する外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安や相談に対応します。 ●日本におけるコロナウイルス検査の体制、地域の相談窓口などの案内を通し、相談者の疑問や不安に対応します。 ●相談は無料で、通話料のみご負担いただきます。 ●受付期間を延長して、引き続き対応しています。 【受付時間：平日10時～16時】 																							
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お問い合わせ先 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">相談窓口 03-6233-9266</td> </tr> <tr> <td>月曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>韓国語・フィリピン語</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語・タイ語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水曜日</td> <td rowspan="2">英語・やさしいにほんご</td> <td>スペイン語</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>ポルトガル語</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター」 https://www.amdamedicalcenter.com/ 		相談窓口 03-6233-9266			月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語	火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語	水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語	ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）	木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語	金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語	土日祝	英語・やさしいにほんご	—
相談窓口 03-6233-9266																								
月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語																						
火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語																						
水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語																						
		ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）																						
木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語																						
金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語																						
土日祝	英語・やさしいにほんご	—																						

相談窓口名	子どもに関する相談	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。 	

相談窓口名	福島県青少年総合相談センター		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●不安や悩み、様々な困難を抱える青少年やその家族からの相談を受け付けています。 【受付時間：火～土曜日9時30分～17時30分 祝日、年末年始を除く】 		
お問い合わせ	電話：024-546-0006 メール： soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページ： http://fukushima-youth.com	 ホームページ	 LINE

相談窓口名	ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS
相談内容、概要等	児童生徒の、感染症を理由としたいじめや偏見等に対する悩みの相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤルSOS（福島県教育センター） 電話：0120-453-141（受付時間：平日10時～17時） ●ふくしま24時間子どもSOS 電話：0120-916-024（受付時間：24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）9時～17時 電話：0570-064-556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスに関する下記のような相談や情報提供を受け付けています。 事例1) ネットショップで注文した商品を返品したいが、新型コロナの影響で窓口対応が遅れており、業者と連絡がとれない。 事例2) 注文していないマスクや消毒液が宅配便で届いた。 事例3) 新型コロナの影響で結婚式をキャンセルしたが、高額なキャンセル料を請求された。 など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県消費生活センター 受付時間：月～金／9時～18時30分、第4日曜／9時～16時30分 電話 024-521-0999

相談窓口名	消費生活無料法律相談等
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県消費生活センターでは、新型コロナウイルスの影響で、「収入が減少したので、住宅ローンや保険の見直しをしたい」、「今後多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのか」 など、生活設計について、専門家（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を実施しています。 また、抱えてしまった借金や多重債務についての問題なども、法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談を実施しています。

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：原則、毎月第3木曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時 ○相談方法：電話相談及び来所相談（事前に予約をお願いします。） ●弁護士・司法書士による法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：毎週木曜日及び原則毎月第4日曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時（日曜日 午前10時～午後3時） ○相談方法：電話相談及び来所相談(司法書士のみ) ※事前に予約をお願いします。 <p>【来所相談の予約/電話相談先】 福島県消費生活センター 相談専用電話 024-521-0999</p>
--------	---

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～17時） 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） 

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容、概要等	●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間：平日9時～16時 電話：0120-610-145

相談窓口名	商工関係事業所相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290 <p>【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】</p>

相談窓口名	福島県信用保証協会相談窓口																						
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内6か所の営業店・支店に「経営相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。 																						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別相談窓口【平日】 9時～17時 <table border="1" data-bbox="320 421 1497 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島営業店</td> <td>024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td>白河支店</td> <td>0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td>会津支店</td> <td>0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>相双支店</td> <td>0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table> ● 休日電話相談【土・日・祝日】 9時～17時 総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域の相談を受け付けています。） 			電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
	電話	担当地域																					
福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																					
郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																					
白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町																					
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																					
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																					
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																					

相談窓口名	農林水産業に関する相談窓口																																																																																																																																																																			
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業・林業・水産業それぞれの分野に関する経営相談や支援制度の紹介などを行う相談窓口を開設しております。 【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】 																																																																																																																																																																			
お問い合わせ	●お問い合わせ先																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">担当部署</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="3">担当分野</th> </tr> <tr> <th>農</th> <th>林</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県庁</td> <td>農業振興課</td> <td>024-521-7339</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業振興課</td> <td>024-521-7432</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産課</td> <td>024-521-7375</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県北 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>024-521-2604</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊達農業普及所</td> <td>024-575-3181</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安達農業普及所</td> <td>0243-22-1127</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>024-521-2632</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県中 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>024-935-1301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田村農業普及所</td> <td>0247-62-3113</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>須賀川農業普及所</td> <td>0248-75-2180</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>024-935-1361</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県南 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>0248-23-1561</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0247-33-2121</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会津 農林事務所</td> <td>農業振興普及部</td> <td>0242-29-5301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>喜多方農業普及所</td> <td>0241-24-5741</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会津坂下農業普及所</td> <td>0242-83-2116</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金山普及所</td> <td>0241-54-2801</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南会津 農林事務所</td> <td>森林林業部</td> <td>0241-24-5731</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0241-62-5644</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南郷普及所</td> <td>0241-72-2243</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">相双 農林事務所</td> <td>森林林業部</td> <td>0241-62-5371</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0244-26-1146</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>双葉農業普及所</td> <td>0240-23-6473</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0244-26-1171</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">いわき 農林事務所</td> <td>富岡林業指導所</td> <td>0240-23-6084</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興普及部</td> <td>0246-24-6154</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部</td> <td>0246-24-6191</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産事務所</td> <td></td> <td>0246-24-6172</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						担当部署		電話番号	担当分野			農	林	水	県庁	農業振興課	024-521-7339	○			林業振興課	024-521-7432		○		水産課	024-521-7375			○	県北 農林事務所	農業振興普及部	024-521-2604	○			伊達農業普及所	024-575-3181	○			安達農業普及所	0243-22-1127	○			森林林業部	024-521-2632		○		県中 農林事務所	農業振興普及部	024-935-1301	○			田村農業普及所	0247-62-3113	○			須賀川農業普及所	0248-75-2180	○			森林林業部	024-935-1361		○		県南 農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1561	○			森林林業部	0247-33-2121		○		会津 農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5301	○			喜多方農業普及所	0241-24-5741	○			会津坂下農業普及所	0242-83-2116	○			金山普及所	0241-54-2801	○			南会津 農林事務所	森林林業部	0241-24-5731		○		農業振興普及部	0241-62-5644	○			南郷普及所	0241-72-2243	○			相双 農林事務所	森林林業部	0241-62-5371		○		農業振興普及部	0244-26-1146	○			双葉農業普及所	0240-23-6473	○			森林林業部	0244-26-1171		○		いわき 農林事務所	富岡林業指導所	0240-23-6084		○		農業振興普及部	0246-24-6154	○			森林林業部	0246-24-6191		○		水産事務所		0246-24-6172			○
	担当部署		電話番号	担当分野																																																																																																																																																																
				農	林	水																																																																																																																																																														
	県庁	農業振興課	024-521-7339	○																																																																																																																																																																
		林業振興課	024-521-7432		○																																																																																																																																																															
		水産課	024-521-7375			○																																																																																																																																																														
	県北 農林事務所	農業振興普及部	024-521-2604	○																																																																																																																																																																
		伊達農業普及所	024-575-3181	○																																																																																																																																																																
		安達農業普及所	0243-22-1127	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	024-521-2632		○																																																																																																																																																															
	県中 農林事務所	農業振興普及部	024-935-1301	○																																																																																																																																																																
		田村農業普及所	0247-62-3113	○																																																																																																																																																																
		須賀川農業普及所	0248-75-2180	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	024-935-1361		○																																																																																																																																																															
	県南 農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1561	○																																																																																																																																																																
		森林林業部	0247-33-2121		○																																																																																																																																																															
	会津 農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5301	○																																																																																																																																																																
		喜多方農業普及所	0241-24-5741	○																																																																																																																																																																
		会津坂下農業普及所	0242-83-2116	○																																																																																																																																																																
金山普及所		0241-54-2801	○																																																																																																																																																																	
南会津 農林事務所	森林林業部	0241-24-5731		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0241-62-5644	○																																																																																																																																																																	
	南郷普及所	0241-72-2243	○																																																																																																																																																																	
相双 農林事務所	森林林業部	0241-62-5371		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0244-26-1146	○																																																																																																																																																																	
	双葉農業普及所	0240-23-6473	○																																																																																																																																																																	
	森林林業部	0244-26-1171		○																																																																																																																																																																
いわき 農林事務所	富岡林業指導所	0240-23-6084		○																																																																																																																																																																
	農業振興普及部	0246-24-6154	○																																																																																																																																																																	
	森林林業部	0246-24-6191		○																																																																																																																																																																
水産事務所		0246-24-6172			○																																																																																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ● 下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「新型コロナウイルス感染症に係る情報（農林漁業者等向け）」福島県農林企画課HP https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html 																																																																																																																																																																				



●その他

制度の名称	遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）
支援の種類	通訳
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚に障がいのある方が帰国者・接触者外来等を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、福島県聴覚障害者協会が行う遠隔手話通訳を利用できるサービス。 ・利用時間 月～金（祝日除く）9時～17時 <p>※ご自身のタブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Skype（スカイプ） ID：fukushima.zs4 ・FaceTime（フェイスタイム） ID:fukushima.zs4@icloud.com
活用できる方	・聴覚に障がいがあり、手話ができる方。
お問い合わせ	・福島県聴覚障害者協会 電話：024-522-0681 FAX:024-563-6228 月～金（祝日を除く）9時～17時

◎お問い合わせ先一覧

名称	管轄	電話番号
福島県庁（一般相談（コールセンター））	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	0120-567-177
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談ください。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健所		
県保健所（県保健福祉事務所）		
県北保健所（県北保健福祉事務所）	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健所（県中保健福祉事務所）	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健所（県南保健福祉事務所）	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健所（会津保健福祉事務所）	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503
南会津保健所（南会津保健福祉事務所）	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健所（相双保健福祉事務所）	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326
中核市保健所		
福島市保健所	福島市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-525-7670
郡山市保健所	郡山市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-924-2120
いわき市保健所	いわき市の保健、医療、衛生に関する相談等	0246-27-8555

◎支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）のホームページで、全国の支援情報について公開していますので、あわせてご参照ください。

支援情報ナビ

<https://corona.go.jp/info-navi/>